

会 議 結 果 等

会 議 名 称	令和6年度第1回（第18回）加古川市空家等対策審議会
開 催 日 時	令和7年2月13日（木）午後2時00分 から 午後4時20分まで
開 催 場 所	加古川市役所新館 6階 161会議室
出 席 者	<委員> 梶 哲教、松尾 信也 、東野 アドリアナ、井口 弘之、藤原 典男、吉田 圭介 <事務局> 都市計画部次長、住宅政策課職員
会 議 次 第	1 開会 2 委員出席状況等 3 会長及び副会長の選出について 4 議題 （1）議案第1号 「管理不全空家等・特定空家等の認定基準」及び「所有者が確知できない場合の行政による措置の判断基準」の策定について （2）議案第2号 相続財産清算人の選任申立について（2件） （議案第2－1号、議案第2－2号） （3）議案第3号 特定空家等の認定について （4）報告第1号 相続財産清算人選任申立後の状況について （5）報告第2号 特定空家等の状況について 5 閉会
審 議 結 果	1 議案第1号 諮問のあった「管理不全空家等・特定空家等の認定基準」及び「所有者が確知できない場合の行政による措置の判断基準」の策定について、諮問案を基準に策定することは、妥当であると判断する。 2 議案第2－1号 諮問のあった空家等（加古川市野口町）について、相続財産清算人の選任申立を行うことは、妥当であると判断する。 議案第2－2号 諮問のあった空家等（加古川市志方町）について、相続財産清算人の選任申立を行うことは、妥当であると判断する。 3 議案第3号 諮問のあった空家等（加古川市八幡町）について、勧告相当の特定空家等として認定し、建物（一部建物を除く）を除却するよう指導することは、妥当であると判断する。